

愛媛県立子ども療育センター臨床検査業務委託仕様書

1 目的

受託業務に係る円滑かつ迅速な対応及び子ども療育センターからの照会等に的確かつ責任を持って対応できるよう、受託体制に係る基準を次のとおり定める。

2 受託体制の構築

(1) 準備期間及び内容

- ① 受託体制の構築は、令和6年3月31日までに行い、同年4月1日から支障なく運用できるようにすること。
- ② 迅速かつ円滑に検査結果を報告するため、現行のオーダリングシステムに対応可能な通信機器等の整備又は体制の構築を行うこと。
- ③ 検査の受託に際して、電子媒体(USB等)及び伝票で対応できること。
- ④ 受託後、直ちに発注伝票・報告書・検体容器等について、検査技師と協議するとともに、必要数を受託業務開始までに配布しておくこと。
- ⑤ 受託項目の相関等については、受託後、速やかに検査技師と協議すること。

(2) 費用負担

受託体制構築に要する費用及び契約の満了又は解除における撤去費用は乙が負担するものとし、各見積単価に含むものとする。

(3) 留意事項

- ① 構築後は、検査技師に委託方法等について十分な説明を行い、円滑に委託が行えるよう配慮すること。
- ② 構築に際しては、検査技師の指示に基づくとともに、運用開始までに同技師の確認を受けること。
- ③ 受託体制構築準備は、現行のオーダリングシステム稼動に支障なく行うこと。

3 業務内容

(1) 集配について

- ① 検体回収の回数及び時間は、土日・祝日・年末年始を除いて、原則として1日当たり1回／15時とする。但し、次の理由で甲が依頼した場合は、別途検体回収を行うこと。
 - (ア) 甲が至急で検査を依頼する場合
 - (イ) 15時から17時までの間に検体を依頼する必要が生じた場合
 - (ウ) その他、甲が必要と判断する場合、検査技師と協議すること
- ② 専用容器及び検査伝票は、乙が提供するものとする。

- (2) 検体の保管等について
 - ① 検査実施後の血清検体は、検体受領後 2 週間以上保管することとし、甲から再検査及び追加検査の要望があった場合には、対応できること。
 - ② 甲から検体返却の要望があった場合は、速やかに返却すること。
- (3) 委託検査の精度管理について
 - ① 内部精度管理については毎日実施し、甲から求められた場合には速やかにこれを報告すること。
 - ② 外部精度管理は全国規模で実施されているコントロールサーベイに参加し、評価結果については提示すること。
- (4) 検査データについて
 - ① 検査法、基準値（正常基準値）、単位等が前年度受託業者と異なっている場合には、検査技師と協議すること。
 - ② 基準値等の変更のため、現行オーダリングシステムの改修が必要となった場合には、乙の負担によりシステム改修を行うこと。
- (5) 検査結果報告について
 - ① 紙媒体（2 部）及び外部電子媒体（USB 等）による結果報告を行うこと。
 - ② 当該報告におけるデータは、現行のオーダリングシステムに取り込み可能な状態で提出すること
 - ③ 検査結果報告書の再発行が必要となった場合には、速やかに対応すること。
 - ④ 至急検査の場合には、FAX による報告が可能であること。
 - ⑤ 著しい異常値を示した場合には、電話による報告を行うこと。
 - ⑥ 院内感染対策支援のためのデータが提供できること。内容については検査技師と協議すること。
 - ⑦ その他、報告に際しての具体的な手法については、検査技師と協議して定めること。
 - ⑧ 当該報告に要する一切の費用は受託者の負担とし、各見積単価に含むものとする。

4 受託実績の報告について

月／項目ごとの受託実績を毎月遅滞なく提出すること。